

## 都城工業高等専門学校後援会会則

(名称)

第1条 本会は、都城工業高等専門学校後援会と称する。

(目的)

第2条 本会は、都城工業高等専門学校の教育事業を援助し、協力するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

教育事業運営に必要な援助

- (1) 学生の課外活動の助成
- (2) 学生の学習及び福利厚生に対する補助
- (3) 学生の施設設備の整備等に対する補助
- (4) 研究会、講演会等の開催
- (5) 学生の就職斡旋業務に対する補助
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本校学生の保護者
- (2) 賛助会員 本会对し、特に功績のあった者及び本会の趣旨に賛同する者で、理事会で推薦された者

第5条 本会の運営を円滑ならしめるため、次の地区に支部を置く。

- (1) 都城南地区(次号に属さない都城市の地区、他の地区に属さない地区)
- (2) 都城北地区(沖水地区 庄内地区 西岳地区 志和池地区  
高城地区 山之口地区 山田地区 高崎地区 三股町)
- (3) 曾於地区(曾於市 志布志市 大崎町)
- (4) 宮崎地区(宮崎市 東諸県郡)
- (5) 宮崎県北地区(延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡)
- (6) 西都・児湯地区(西都市 児湯郡)
- (7) 西諸県地区(小林市 高原町 えびの市)
- (8) 南那珂地区(日南市 串間市)
- (9) 鹿児島東地区(鹿屋市 肝属郡 垂水市)
- (10) 鹿児島西地区(前号を除く市郡)

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 本会を代表し、会の運営に当たる。
- (2) 副会長 4名 会長を補佐し、会長不在のときは、これを代行する。
- (3) 理事 各支部1名 支部を代表し、会務の執行に当たる。
- (4) 学生寮担当役員 対象各支部1名 学生寮に関する事案に対処する(対象支部は、都城南支部と都城北支部を除く8支部)
- (5) 学生寮保護者代表 1名 学生寮担当役員を代表し、執行にあたる。
- (6) 学生寮保護者副代表 1名 学生寮保護者代表を補佐し、代表不在の時は、これを代行する。
- (7) 監事 2名 会計監査に当たる。

2 本会に次の役員を置くことができる。

- 顧問 若干名 会の運営について助言する。

(役員を選出)

第7条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長は、正会員又は賛助会員のうちから理事会において選出する。
- (2) 副会長は、正会員のうちから理事会において選出する。

- (3) 理事は、正会員のうちから各支部において選出する。
  - (4) 学生寮担当役員は、対象支部の理事、代議員のうちから選出する。
  - (5) 学生寮保護者代表、学生寮保護者副代表を学生寮担当役員のうちから、代議員会において選出する。
  - (6) 監事は、正会員又は賛助会員のうちから代議員会において選出する。
  - (7) 顧問は、正会員又は賛助会員のうちから、会長が必要と認めたときに委嘱する。  
この場合において、会長経験者を委嘱するときは、原則として直近2名までとする。  
ただし、会長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 2 前項第1号及び第2号の会長及び副会長の決定については、代議員会の承認を得なければならない。
- 3 第1項第5号の顧問の委嘱については、理事会の承認を得なければならない。  
(役員任期)
- 第8条 役員任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員を生じた場合は、理事会の議を経て補充する。  
ただし、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も次期役員が決定するまでは、引き続き会務を行うものとする。  
(会議)
- 第9条 本会の会議は、代議員会、理事会、正副会長会、学生寮担当役員会とする。
- 2 代議員会は構成員の3分の2以上、他の会議は構成員の過半数の出席者を以って成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 代議員会、理事会、正副会長会は、対面会議を基本とし、やむを得ない理由がある構成員と議長が認めたときWeb会議で出席できる。  
学生寮担当役員会は、SNS、Web会議等によるリモート審議、議決を基本とし、必要により対面審議、議決を行う。
- 4 やむを得ない理由の為出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、出席者に代えることができる。また各支部1名を限度とし、委任状をもって出席者に代えることができる。  
(代議員会)
- 第10条 代議員会は、正副会長、理事、顧問及び各支部から選出された代議員をもって構成し、総会に代わる最高議決機関とする。
- 2 代議員の数は、正会員50名毎に1名とし、その端数が25名以上の場合は、1名を加えた数とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、代議員の数が4名を超える場合は、4名とし、その数が2名に達しない場合は、2名とする。
- 4 代議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事は、代議員を兼ねることはできない。
- 第11条 会長は、代議員会を毎年1回4月に招集し、その議長となる。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。
- 第12条 代議員会は、次の事項を審議し、議決する。
- (1) 本会の事業計画
  - (2) 予算及び決算
  - (3) 会則の改廃
  - (4) 監事の選出
  - (5) その他重要な事項
- (理事会)
- 第13条 理事会は、正副会長、理事及び顧問をもって構成する。
- 2 会長は、理事会を必要に応じ招集し、その議長となる。
- 3 理事会は、本会の事業計画、予算決算及び会則の改廃その他重要な事項を企画立案し、

かつ、会務の執行に当たる。

(正副会長会)

第14条 正副会長会は、正副会長をもって構成する。

2 会長は、正副会長会を必要に応じ招集し、その議長となる。

3 正副会長会は、理事会にはかるべき事項を企画立案し、かつ、会務の執行に当たる。

(学生寮担当役員会)

第15条 学生寮担当役員会は、学生寮担当役員をもって構成する。

2 代表は、学生寮担当役員会を必要に応じ招集し、その議長となる。

3 学生寮担当役員会は、学生寮に関する事案について審議し、決議する。

(書面審議)

第16条 会長は、代議員会及び理事会において、次の各号のいずれかに該当するときは、書面審議に付することができる。

(1) 議案の決議が緊急を要すると会長が判断したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が代議員会及び理事会をやむを得ず招集できないと判断したとき。

2 前項に規定する書面審議は、代議員会及び理事会の構成員それぞれの過半数の賛同を得て決議することができる。この場合において、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(会計)

第17条 本会の経費は、会費、入会金及び寄付金をもって充てる。

第18条 会費は、本校学生が会計年度を通して在籍する場合に、年額として取り扱うものとし、学生1名につき年額25,000円とし、5月末日までに正会員が納入するものとする。

ただし、留学、転校、退学、休学等により在籍期間が1年に満たない場合は、25,000円を12で除した額に在籍月数を乗じて得た額を在籍会費とする。

この場合において、在籍月数が1月未満の場合は1月とし、在籍会費に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が特別の事情があると認めた場合は、会費を年2回に分納することができる。この場合において、会費の納入期限は、次の各号のとおりとする。

(1) 前期5月末日まで

(2) 後期10月末日まで

3 前2項の規定にかかわらず、正会員が年3回以上の分納又は金額を指定した分納を希望する場合は、会長が正会員に面談し、分納確認書を作成するものとする。

4 入会金は、10,000円とし、入学手続き時に納入する。ただし、入会時に兄弟が都城工業高等専門学校に在籍している場合、又は都城工業高等専門学校を卒業した学生が、専攻科へ入学する場合は、入会金を免除する。

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(表彰)

第20条 本会の運営に特に功績があると認められた者及び課外活動で顕著な成績をあげた者は、これを表彰することができる。

(慶弔)

第21条 本会の会員及び学生に慶弔があるときは、見舞金等を贈ることができる。

第22条 第20条・第21条については、この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(事務)

第23条 本会の事務を処理するため、後援会職員を置く。

2 必要がある場合には、役員会その他会議に対応するためアドバイザーをおくことができる。

(専決)

第24条 会長は次の各号に掲げる事務を専決することができる。

(1) 予備費の充用に関すること。

(2) 100万円以下の予算項目間の予算流用に関すること。

(3) 補助基準の特例に属する取扱いに関すること。

附 則

1 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 都城工業高等専門学校後援会会則（昭和39年4月20日施行）は、廃止する。

附 則

この会則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年4月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年4月22日から施行する。ただし、第12条第2項及び同条第3項の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成元年7月12日から施行する。ただし、第18条の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成5年3月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月24日から施行し、改正後の第17条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成27年4月18日から施行し、改正後の第23条の規定は、平成27年3月31日から適用する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。